

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●定義府令第16条第1項第17号		
1	<p>改正案と比較し得る制度や確立されたプロセスとは必ずしも言えないが、シンガポール金融管理局は、BCP発動でトレーディング部門を一時退避させて来た外国運用会社からの照会に対し、自らの顧客のための業務に限定することや、情報管理態勢、利益相反管理態勢の確立等の条件を付したうえで、電子メールによる報告だけで個別に業務開始を認めると回答している。</p> <p>改正案のように事前の承認が必要となると、突然の事態の中では申請準備をしている間に業務が中断することになるため、現時点では業務の緊急退避先としてシンガポール証券市場に劣後することになる。</p> <p>したがって、一定の期間内（例えば1か月以内）の行為は承認を必要とせず、その期間を超える場合にのみ事後の承認あるいは届出を要するとはできないか。</p> <p>事前の承認を所与とする場合は、手続きを現在の簡素なシンガポール市場のものに出来るだけ近づけるために、例えば承認の申請を再度行う場合で申請書に添付する書類の内容に変更がないときはその旨を申請書に記載することで都度の提出を不要とする等の軽減措置を設けていただきたい。</p> <p>併せて、申請できる期間は「三月以内」とされているが、緊急的な事態が継続している場合は当初の承認を受けた期間の終了前に再申請することにより、実質的に延長も可能であることを確認させていただきたい。</p> <p>また、承認申請書に添付する登記事項証明書に準ずる書面には、会社の登記・登録を管轄する外国の官庁等の閲覧サイトの該当ページを印刷したものも含まれるという解釈でよいか。</p>	<p>本制度は、金商法に基づく登録が必要な行為であっても、それが災害等により緊急避難的に行われるものであり、かつ、その行為の内容や期間が限定されている場合に登録を不要とするものですが、本制度を利用する者が一定の要件を満たしていることを確認するため、事前に承認を受けることを条件としています。</p> <p>上記のとおり、本制度は事前の承認を必要としています。災害等が発生した場合に備えて、あらかじめ申請予定者から申請内容について相談を受け、実質的な審査を行うことも想定しています。</p> <p>また、業務の継続が困難な状況が3か月で収束しない場合も想定されるところ、その場合には、当初予定していた期間の終了前に承認を受けることで、業務を継続することが可能です。具体的な申請手続については、令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」をご参照ください。</p> <p>登記事項証明書に準ずる書面については、貴見のとおりです。</p>
2	<p>「災害その他の事由」が発生し事業継続が困難となったため緊急避難的に対応を希望すると思われるところ、事前の申請そして承認が必須ということになると、そもそも本制度を利用したいと希望する事業者が現れないのではと危惧する。申請書を作成できない</p>	

	<p>から業務継続できない、承認されるか否か不透明な場合日本への出発の準備が困難になる等理由は複数あると思われるが、承認ではなく事後の届出等にはできないのか。</p> <p>また、事後の申請が難しいのであれば、「災害その他の事由」が生じた場合に備えて事前申請を行うことは可能か。承認申請に必要なとされる申請書、添付書類等については、災害等による現地の混乱や行政の停滞が予測される中では必ずしも円滑に取得できないことが想定されるところ、例えば、承認申請書および添付書類について事前の相談を受け付けていただき、実際に災害等が発生し、業務継続のために本邦に拠点を移す必要が出た時点で審査済みの書類を正式提出することで承認を取得できるようにするなど、予見可能かつ迅速な承認手続きが可能となるようにしていただきたい。</p>	
3	<p>外国投資運用業者においてBCPが発動され、本制度を利用するための承認申請をするとしても、事業を適切に継続するためには、承認申請又は承認を待たずに航空券やホテルの手配をしたり、役職員を日本に移動させたりする必要がある場面が想定される。</p> <p>また、外国投資運用業者が本制度を事前にBCPに組み込んでいない場合であっても、緊急時に本制度を利用して事業を継続するニーズがあることも予想される。</p> <p>このような状況では、承認申請をする時点ですでに、役職員を日本に移動させる必要性が発生していることも考えられるが、日本における事業継続を開始した後に承認申請を行うことも可能であるとの理解でよいか。</p>	
4	<p>「金融庁長官の承認を受けて」とあるが、自然災害を始めBCPの対応が必要となる状況は、突然発生する機会が多いことを考慮した場合、現実的に本条項による承認を得るための時間的余裕がないことが多分に想定できる。BCPの実効性を確保するために、「業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれ」が実際に発現する前に一定の事前承認を得るなどの対応は可能か。</p>	<p>本制度の対象は当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合に限定されますが、実際にそのような状況が発現した場合に備えて、あらかじめ申請予定者から申請内容について相談を受け、実質的な審査を行うことも想定しています。</p> <p>申請から承認までに要する日数の目安については、令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が</p>

5	<p>この承認申請については、外国の状況について申請者が業務を継続するために必要と判断した場合にはあらかじめ・事前にいつでも申請することは可能か。</p> <p>本条第5項の本件承認について、申請から承認までに要する日数について具体的な指針・ガイドライン等はあるか。</p>	<p>本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」をご参照ください。</p>
6	<p>外国投資運用業者がその事業継続計画（BCP）において本制度を利用することを検討する際、災害等が発生してからではなく、平時のうちに承認を得ておくことが可能であるかどうかの一つの論点となるところ、当該外国においてその行う業務を継続することが困難となる具体的なおそれがない場合でも承認申請を行い、承認を得ることは可能か。</p> <p>又は、平時のうちに申請書類の内容について当局に相談し、当局の指導を受けながらできる範囲での準備を事前に行うことは可能か。</p>	
7	<p>緊急事態が発生した際、一日、二日程度待てる可能性はあるかもしれないにせよ、第8項の新設があることは理解しているものの、現実的な対応ではないと考えられる。そこで、例えば、金融庁長官の承認は国内において行われる業務、当該業務を行う主体及び業務の管理体制に関する枠組みに関する項目等（例えば、改正案第16条第5項第1号から第4号、第6号及び第8号）に留め、国内従事者の指名及び役職名、「外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要」、及び具体的期間（例えば、同項第5号、第7号及び第9号）については実際に業務を国内において開始する直前に届け出る方式を採用する方が現実的であり、また、機動性も確保できるのではないか。</p>	
8	<p>「災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において、当該業務を継続するため」とは、必ずしも当該外国法人においてBCPを発動しなければならないわけではない（例えばBC</p>	<p>本制度は、BCP（業務継続計画）の発動を要件とするものではありません。</p>

	P発動の準備のため、等) を含むと考えてよいか。	
9	<p>本条項は該当する外国の業者が「災害その他の事由により業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合において」適用されるもので、従来から一般的に行われている、外国の業者が、本邦で登録業務を行うグループ会社との会議や、要請等に基づき短期間の出張で来日し、当該業者の本国で通常行う業務を一時的に本邦で行うことを、禁止又は妨げるものではないことを確認したい。</p>	<p>本制度は、外国業者の出張者が、当該外国業者の本国で行う業務を一時的に本邦で行うことを禁止するものではありません。なお、出張者が長期間にわたり当該業務を行う場合など、金融商品取引業を本邦で行ったと評価できる場合があります。その場合には、金融商品取引業の登録を受ける必要があることにご留意ください。</p>
10	<p>この条項をもって、従来から一般的に行われている、外国の業者が、本邦で登録業務を行うグループ会社との会議や、要請等に基づき短期間の出張で来日し、当該業者の本国で通常行う業務を一時的に本邦で行うことを、禁止又は妨げるものではないことを確認したい。</p>	
11	<p>本制度の導入は、従来から法令上の問題はないと理解されてきた本邦拠点へのお出張に係る活動・業務について、今後は登録が必要なのではないか、事業継続のために短期間だけ日本にお出張する場合でも必ず本制度による承認が必要とされるのではないかと、この疑問を生じさせ、外国投資運用業者において委縮効果を生じさせる可能性がある。その結果、本邦拠点へのお出張者を減少させると共に本邦拠点の活動レベルを低下させることになりかねない。</p> <p>もともと、事業継続のために行う業務が日本の投資家の利益を害する具体的な場面を想定しにくい上、事業継続のための活動は国内関連投資運用業者のコンプライアンス部門の関与の下で行われることになる。</p> <p>したがって、関連会社である本邦拠点が投資運用業の登録を受けている場合には、外国投資運用業者の役職員が出張期間中に国内関連投資運用業者において行う上述の活動については、従来の取扱いを変更するものではないとの理解でよいか。</p> <p>また、本邦に拠点を持たない外国投資運用業者が出張ベースで行う活動（事業継続に伴う活動を含む。）について、従来から問題が</p>	

	<p>ないとされてきたものについては、本制度の導入が従来の取扱いを変更するものではないとの理解でよいか。</p>	
12	<p>外国投資運用業者のポートフォリオ・マネージャ（PM）が日本に出張して行う国内関連投資運用業者の役職員との打ち合わせ、本邦投資先への訪問、その他第三者との面談、出張中に行った調査分析等の結果、本国への帰国を待たず、日本への出張中に投資判断を行うことが従来から見られたことである。この場合、出張者が日本で投資判断を行うだけでは「財産の運用を行うこと」とは言えず、金商法第2条第8項第12号、第14号及び第15号には該当しない。したがって、外国投資運用業者のPMが日本への出張中に投資判断を行うことを禁止するものではないとの理解でよいか。</p> <p>特に日本に拠点がある外国投資運用業者の場合、本邦拠点にコンプライアンス部門が存在し、出張者に対して関連する本邦規制の周知等を行うので問題はないものと思われる。なお、出張期間は通常2週間程度の短期間であって、3か月を超えることはない。</p>	
13	<p>外国投資運用業者のトレーダーが日本に出張し、国内関連投資運用業者の役職員との打ち合わせ、ブローカー・ディーラーとの打ち合わせ、その他第三者との面談を行う一方、当該外国投資運用業者のPMからの投資判断を受けて取引を執行することが従来からよくあったことである。この場合、出張者が取引を執行するだけでは「財産の運用を行うこと」とは言えず、金商法第2条第8項第12号、第14号及び第15号には該当しない。したがって、外国投資運用業者のトレーダーが日本への出張中に取引を執行することを禁止するものではないとの理解でよいか。</p> <p>特に日本に拠点がある外国投資運用業者の場合、本邦拠点にコンプライアンス部門が存在し、出張者に対して関連する本邦規制の周知等を行うので問題はないものと思われる。なお、出張期間は通常2週間程度の短期間であって、3か月を超えることはない。</p>	

14	<p>外国投資運用業者の営業担当者が日本に出張し、出張期間中に当該外国投資運用業者の顧客とメール及び電話で連絡を取ることがある。連絡の内容には、市場環境や経済環境の説明、受託している運用の説明、運用戦略の勧誘、投資一任契約の勧誘等が考えられる。この連絡を行う行為は「財産の運用を行うこと」とは言えず、金商法第2条第8項第12号、第14号及び第15号には該当しない。したがって、外国投資運用業者の営業担当者が日本へのお出張中にその顧客に連絡をすることを禁止するものではないとの理解でよいか。</p> <p>特に日本に拠点がある外国投資運用業者の場合、本邦拠点にコンプライアンス部門が存在し、出張者に対して関連する本邦規制の周知等を行うので問題はないものと思われる。なお、出張期間は通常2週間程度の短期間であって、3か月を超えることはない。</p>	
15	<p>外国運用業者のPM、トレーダー及び営業担当者以外の役職員、例えば運用報告書作成、目論見書や約款の作成、証券決済、ファンド計理、人事、総務、IT、その他管理部門を担当する役職員が日本に出張し、出張期間中に本来の業務を行うことがある。これらの業務を行うことは「財産の運用を行うこと」とは言えず、金商法第2条第8項第12号、第14号及び第15号には該当しない。したがって、このような役職員が日本へのお出張中に本来業務を行うことを禁止するものではないとの理解でよいか。</p> <p>特に日本に拠点がある外国投資運用業者の場合、本邦拠点にコンプライアンス部門が存在し、出張者に対して関連する本邦規制の周知等を行うので問題はないものと思われる。なお、出張期間は通常2週間程度の短期間であって、3か月を超えることはない。</p>	
16	<p>外国の金融商品取引業者が改正定義府令第16条第1項第17号に定める金融庁長官の承認を受ける手続きを行う際に、国内に拠点のある当該外国金融商品取引業者のグループ会社や当該外国金融商品取引業者に運用を委託する国内の金融商品取引業者が、当該外国金融商品取引業者のために、災害時の体</p>	<p>本制度の承認申請を検討している外国業者が所属するグループの国内拠点である金融商品取引業者や、当該外国業者と取引のある国内金融商品取引業者が、本制度の承認申請について相談に応じることやサポートを行うことは、特に問題ありません。また、それらを行うことについて当局に対して申請や届出等を行う必要はありません。</p>

	<p>制に関する相談に応じることや、当該外国金融商品取引業者に代わって承認申請書の作成及び提出を行うことは可能か。その場合、国内グループ会社や国内金融商品取引業者は、その対応を行うために、当局に申請や届出等を行う必要があるか。</p>	<p>ただし、承認申請は当該外国業者として行う必要があります。</p>
17	<p>本件に係る承認申請については、申請を行うおうとする外国の業者が、本邦の金融商品取引業者の関係会社である場合、申請に関する連絡・手続き等を当該金融商品取引業者が代理の窓口となって行うことは可能か。</p>	
18	<p>当該外国金融機関が、グループにおいて日本法人又は日本支店（日本拠点）を有する場合、当該日本拠点が代わりに申請書を提出する方法は取れないか。また、例えば、以下のように手続きを変更することはできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条第5項第4号の国内における代表者を日本拠点の責任者（例えば、コンプライアンス統括責任者等）とする。</li> <li>・ 本条第6項第1号における誓約書面は、日本拠点が当該事項を誓約する書面とする。</li> </ul>	<p>本制度の承認申請を検討している外国業者が所属するグループの国内拠点である金融商品取引業者が、本制度の承認申請についてサポートを行うことは、特に問題ありません。</p> <p>ただし、承認申請は当該外国業者として行う必要があります。国内における代表者については、基本的には、本条第5項第5号の国内従事者のうち、上位の役職にある者が任命される必要があると考えられます。</p> <p>また、当該外国業者が本邦の金融商品取引業者の関係会社である場合、当該金融商品取引業者の役職員が当該外国業者の「国内における代表者」を兼務することは、特に問題ありません。</p> <p>誓約書については、申請者である当該外国業者において提出していただく必要があります。</p>
19	<p>本条第1項第17号において対象となる業務は、例えば、投資運用業については、外国の法令等で認められている投資運用業務及び付随業務のすべての業務（例えば、運用、トレーディング、オペレーション、営業、営業サポートなど）が対象になるという理解でよいか（業務を継続するために海外のグループ会社が日本で当該業務を行う場合は、日本のグループ会社のオフィススペースを利用することになると想定されるため）。</p> <p>日本のグループ会社のインフラの利用について、海外のグループ会社が、日本のグループ会社のオフィスを利用する場合、日本のグループ会社のPC、電話等の機器やネットワーク回線等のインフラを提供することは問題ないとの認識だが、その理解でよいか。</p> <p>情報管理について、海外のグループ会社と日本のグループ会社との間で、顧客情報を含</p>	<p>本制度の承認の対象範囲は、金融商品取引業（金商法第2条第8項各号に掲げる行為）のうち外国で第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が当該外国で行っている業務となります。</p> <p>当該外国業者が金融商品取引業以外の業務を本邦において行う場合は、金商法以外の法規制が存在するか否かについてご確認いただき、法規制が存在する場合には当該法規制に準拠して業務を行っていただく必要があります。</p> <p>また、海外グループ会社が、日本のグループ会社のPC、電話等やネットワーク回線等のインフラを利用すること自体は問題ありませんが、適切な情報管理を行う必要があることに留意する必要があります。</p> <p>情報管理について、必ずしも物理的な隔離を行う必要はありませんが、当該海外グループ会社及び当該日本のグループ会社において、両者の業務の状況を踏まえ、適切な情報管理を行うために必</p>

	めた情報についてはアクセス権の制限措置を講じることで情報管理を行うことを考えているが、例えば、部屋を完全に分けるなどの物理的な隔離までは求められていないという理解でよいか。	要な措置を講じる必要があり、物理的な隔離が必要となることもあり得ることに留意する必要があります。
20	BCPは定期的にその有効性をテストすることが重要である。外国投資運用業者が、本制度の利用を前提としたBCPに関するテストを日本国内で実施する場合、本制度に基づく承認は必要か。なお、BCPに関するテストの実施期間は、通常、長くても2週間程度である。	一般的には、BCPに関するテストや訓練は、本制度の承認を受けなくとも、実施することは可能と考えられますが、具体的には、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。
21	申請業務の実施計画における実効性確認の為訓練の形で要員が来日し、業務を行うことは可能か。	
22	本改正によらず、従前から外国証券業者の特例（金商法第58条の2）により外国から国内に向けて有価証券関連業を行っていた者は、BCP等を理由として国内に移動したあとも、従前行っていた範囲において業務を継続して行うことができるという理解でよいか。	金商法第58条の2に基づき業務を行っている外国証券業者が業務継続のために本邦で当該業務を行う場合、本制度に基づく承認を受ける必要があります。
23	金商法第58条の2ただし書に基づき業務を行う外国証券業者が、改正案に基づく申請を行うことは可能か。	
24	改正案に基づく申請が承認された場合であっても、当該外国証券業者は引き続き法第58条の2ただし書に基づき従来行っていた、国内居住者向けの業務を遂行することが許容されるとの理解でよいか。	
25	「外国の法令に準拠し…行う者」とは、①本邦にて金融商品取引業の登録を済ませ本邦にて営業している関係会社を有しない外国の金融機関、及び、②本邦にて既に金融商品取引業の登録を済ませ本邦にて営業している者の海外の関係会社金融機関のことか。	本邦に関係会社や拠点を有しているか否かは問いません。
26	本制度は、投資運用業の登録を受けている拠点を日本国内に持つ外国投資運用業者の利用を妨げるものではないが、主に、日本国内にそのような拠点を持たない外国投資運用業者による利用を想定しているという理解でよいか。	

27	改正案に基づき承認された業務（本件業務）を遂行する個人は、本邦における外務員登録は不要という取り扱いでよいか。	貴見のとおりです。
28	本件業務を行う場所には特段の法令上の制限がないという理解でよいか。	法令上、特段の制限は設けておりませんが、特に本邦に関連会社として金融商品取引業者を有し、当該金融商品取引業者と同じ場所で本件の業務を行う場合は、両者の業務の状況を踏まえ、適切な情報管理を行うために必要な措置を講じる必要があります。
29	本件業務のため国内従事者が日本国内で使用するシステムについては、外国証券業者が従前より現地で使用しているシステムをそのまま使用することができるかと考えているがそれでよいか。	本制度において、使用するシステムに係る制限は行っておりません。
30	国内従事者の行う本件業務については母国、日本のどちらの国が監督権を持つのか。また後者の場合、国内従事者による本件業務について金融庁へ報告書の提出は必要か。	基本的には母国当局による監督の対象になると考えられますが、本制度に基づく承認を受けた範囲内の業務を行っているかどうか等について、必要に応じて確認等を行うこともあります。
31	本邦の銀行又は協同組織金融機関に相当する外国金融機関が現地で有価証券関連業を行っている場合、当該行為は金商法第2条第8項で金融商品取引業から除かれるものに相当する。本制度では「外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行っているもの」を対象としているが、上記の「金融商品取引業から除かれるもの」に相当する業務を外国で行っている外国金融機関についても、本制度による承認を取得することで本邦業務を行うことが可能と考えるか。	外国において本邦の銀行又は協同組織金融機関に相当する金融機関であっても、外国の法令によって金商法における第一種金融商品取引業又は投資運用業を行うことが認められている場合には、本制度による承認を取得することで本邦において業務を行うことが可能です。 なお、当該外国業者が金融商品取引業以外の業務を本邦において行う場合は、金商法以外の法規制が存在するか否かについてご確認いただき、法規制が存在する場合には当該法規制に準拠して業務を行っていただく必要があります。
32	「災害その他の事由」について、「その他」が明確でなく弾力的な運用がなされるのか不明である。この事由は当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難であり、かつ業務継続が困難となる要因を幅広く含むべきと思われることから、その該当性については個別の事案ごとにその事情を勘案して柔軟に対応いただきたい。例えば、疫病の蔓延（パンデミック）、環境汚染、生活インフラの毀損（電力不足、他）、入居するオフィスビルの大規模火災、政情不安等が含まれるように例示列挙することで「その他」の範囲について予想が可能なりうる対応をしていただけないか。	外国において業務の継続が困難となる、又は困難となるおそれが生じる状況については、災害のほかにも様々な事由が考えられ、「事由」の範囲を特段限定しているものではありません。

33	<p>「災害その他の事由」について、この事由に対する判断基準は申請各社でばらつきがあると思われるが、承認申請が行われ必要書類が提出されていれば、承認はなされるという理解でよいか。また、承認を受けた者の商号は公表することだが、公表のタイミングは承認されてからどのぐらいの期間で行われるのか。</p>	<p>本制度に基づく承認申請が行われ必要書類が提出されている場合であっても、外国において業務の継続が困難となる、又は困難となるおそれがある状況が存在しているかについては、個別事例ごとに実態に即して判断することになります。例えば、承認申請書に記載された「災害その他の事由」の発生が、報道その他で確認できないような場合は、当該事由が発生していないと判断して、承認を行わない可能性があります。</p> <p>なお、承認を受けた者の商号等の公表は、承認と同時期に行うことになります。</p>
34	<p>本制度を利用することになり、金融庁に緊急の連絡が必要である場合に備え、金融庁の連絡先電話番号とメールアドレスを公表していただきたい。</p>	<p>令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」において、本制度に関する連絡先として、サポートデスクの電話番号、メールアドレスを公表しておりますので、ご利用ください。</p>
35	<p>ビザ免除措置国・地域のパスポートを所持している外国投資運用業者の役職員が業務を継続する目的で入国する場合、当該役職員は日本で報酬を受ける活動に従事することはなく、かつ、それぞれ国毎に決められた短期滞在の期間を超えて滞在することがない場合には、入国に際してビザの取得は必要ないとの理解でよいか。また、入国審査において、入国の目的を「Business Trip」として問題となることはないか。</p>	<p>入国手続に関しては、本邦の入国制度に則り、申請者の責任で行ってください。</p>
36	<p>外国投資運用業者の役職員が業務継続の目的で来日し、国内で賃借したオフィス、又は国内関連投資運用業者のオフィス内で業務継続を一定期間（90日以内）行う場合、業務継続のみを行うのであれば、当該外国投資運用業者の顧客への営業活動を当該オフィスから行ったとしても、その場所が税法上の恒久的施設（いわゆるPE）として認定されることはない、との理解でよいか。</p>	<p>本制度の活用によって、税法の解釈に何らかの変更がなされるものではなく、個々に判断されることとなりますので、個別に税務署等にご相談ください。</p>
<p>●定義府令第16条第5項</p>		
37	<p>「承認申請書」の提出について、承認申請書の様式及び当該様式の英語版を作成・公表していただけないか。</p>	<p>本改正の施行後、当該承認申請に係る英語版の様式を公表する予定です。</p>
38	<p>「承認申請書」に添付する「誓約書面」について、誓約書の様式及び当該様式の英語版を作成・公表していただけないか。</p>	

39	承認申請書及び添付書類は英語で記載することができるがあるが、海外の会社のために、金融庁にて英語版の申請書のひな形やサンプル例などを併せて公表していただけないか。	
40	本条項は外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が利用することに鑑み、本条項並びに関連する条文の英訳を作成、公表すべきと考える。	本改正の施行後、条文の英訳を公表する予定です。なお、金商法等については、「日本法令外国語訳データベースシステム」のWEBサイトに英訳が掲載されていますので、ご参照ください。
●定義府令第16条第5項第2号		
41	「本店又は主たる事務所」は海外における住所、「国内における主たる営業所又は事務所の所在地」は、「外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所」（金商法第29条の2第1項第8号）ではなく、承認を受けようとする者があくまで暫定的に持つ仮の営業所又は事務所の所在地（登記を要さない）という理解でよいか。	実際に承認を受けて業務を行う場所を記載する必要があります。
●定義府令第16条第5項第2号及び第4号		
42	本条第5項第2号に「本店又は主たる事務所及び国内における主たる営業所又は事務所の所在地」とあるが、申請者である外国の業者のグループ会社で当該外国の業者と同種の業務（例えば投資運用業）を行っている会社が国内にある場合、当該国内の会社をもって、「国内における主たる営業所」として記載することが許容されるか。またかかる場合に、当該国内の会社の代表者は、本条第5項第4号の「国内における代表者」に該当するか。	本制度の承認を行うに当たり、本邦における業務の実態を把握する必要があるため、実際に承認を受けて業務を行う場所や、実際の業務を行うに当たっての実質的な国内の代表者を記載する必要があります。
●定義府令第16条第5項第4号		
43	「国内における代表者」について、職責の範囲を明確にしていきたい。例えば、第16条第6項第1号で誓約する内容の遵守や、第10項の届出、第11項該当事由が発生した場合の当局への報告等、外国業者が第16条を満たすための管理・監督等の責任を負う者として位置づけられるのか。	国内における代表者として、ご指摘のような対応が求められることとなります。
44	「国内における代表者」について、申請法人の代表権者だけでなく、国内において承認を受けて業務に従事する者（第16条第5項第5号）のうち上位にある役職の者も含まれるとの理解でよいか。	基本的には、国内における代表者は、本条第5項第5号の国内従事者のうち、上位の役職にある者が任命される必要があると考えられます。

45	「国内における代表者」について、役職や職位、又は外国業者との関係等、制限はあるか。	特段の制限は設けていませんが、他の国内従事者よりも下位の職位にある等の理由で、法令を遵守するための体制が確保されない事態となるなど、適切な業務運営に支障をきたすことがないようにしていただく必要があります。
46	「国内における代表者」については、申請を行おうとする外国企業に所属する役員に限定されるか。限られる場合には、申請を行おうとする外国企業が、本邦の金融商品取引業者の関係外国運用業者である場合、別に貴庁との「連絡窓口」となる者を届出項目として設け、当該「連絡窓口」として当該金融商品取引業者の役員が担当することを可能としていただきたい。併せて当該金融商品取引業者の役員を届ける場合には、「連絡先」については、記載不要とし、これに代えて、「連絡窓口」の項目に連絡先を記載することで足りるとしていただきたい。	基本的には、国内における代表者は、本条第5項第5号の国内従事者のうち、上位の役職にある者が任命される必要があると考えられます。また、当該外国業者が本邦の金融商品取引業者の関係会社である場合、当該金融商品取引業者の役員が当該外国業者の「国内における代表者」を兼務することは、特に問題ありません。
47	「国内における代表者」は、外国投資運用業者の役員の中から任命するのか。国内関連投資運用業者の役員の中から任命することも認められるのか。	
48	国内における代表者に関する特別な要件はあるか。当該外国金融機関が日本における代表者に任命すれば、それで足りるという理解でよいか。 また、国内における代表者は当該期間、必ず日本に常駐する必要はあるか（一時的に帰国する状況も考えられるため）。	基本的には、国内における代表者は、本条第5項第5号の国内従事者のうち、上位の役職にある者が任命される必要があると考えられます。 また、当該外国業者が本邦の金融商品取引業者の関係会社である場合、当該金融商品取引業者の役員が当該外国業者の「国内における代表者」を兼務することは、特に問題ありません。 国内における代表者について、日本に常駐する義務を課すものではありませんが、当庁との間で連絡が確実に取れるような状況を確保いただく必要があると考えられます。
49	「国内における代表者の氏名及び連絡先」について、複数名でもよいか。	基本的には、代表者は1名であることを想定しておりますが、代表者を複数名とすることを排除しているものではありません。また、連絡が確実に取れるようにするため等の理由で、複数の連絡先を申請書に記載することも可能です。
<b>●定義府令第16条第5項第6号</b>		
50	「承認を受けて行おうとする行為を行っている外国の当局」とは「承認を受けて行おうとする行為を行っている外国投資運用業者を規制監督する外国の当局」の意味か。	貴見のとおりです。

51	<p>外国の当局を「証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局に限る」とある。これは、外国投資運用業者であっても、証券監督者国際機構における多国間情報交換枠組みの署名当局が規制監督当局となっている外国投資運用業者でなければ本制度を利用できないという趣旨か。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
52	<p>「外国の当局」が限定的に定められているが、これ以外の外国の当局の下で第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者はたとえ署名当局の監督を受けている者の関連会社等であっても例外なく第1項17号の承認を受けられないということか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
53	<p>本条第5項第6号に記載の「行政処分」については、本邦で一般的に理解される業務改善命令、業務停止命令、登録抹消などの行政上の処罰等を意味するものではなく、「許可」に加え、行為に関する許可、承認、登録等、業務遂行に必要な行政上の処分を意味しているとの理解で間違いはないか。本条第6項第4号における「行政処分」についても、同様であることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
<p>●定義府令第16条第5項第7号</p>		
54	<p>第5項第7号の「概要」について、どのような事象がこれに該当するのか明確にしていきたい。また、各外国業者がある程度該当可能性を検討できるように英語でFAQを公表していきたい。</p>	<p>外国において業務の継続が困難となる又は困難のおそれがある状況については、その要因や実際の状況について個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられることから、あらかじめ明確にすることは困難と考えられます。</p> <p>令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」の英語版については、今後公表する方向で検討しております。</p>
<p>●定義府令第16条第5項第8号</p>		
55	<p>「承認を受けて行おうとする行為の具体的内容」について、改正案第16条第1項第17号の承認を受けた者は金商法第35条第1項各号に掲げる付随業務（有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理、有価証券に関する情報の提供又は助言（金商法第2条第8項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。）、及び他の事業者の経営に関する相談に応じること）も行うことができるのか。</p>	<p>本制度の承認の対象範囲は、金融商品取引業（金商法第2条第8項）のうち外国で第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が当該外国で行っている業務となります。</p> <p>ご指摘のように外国の法令に基づき第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、当該外国の法令のもとで第二種金融商品取引業に相当する業務も行っている場合には、本制度に基づく承認を得ることで当該第二種金融商品取引業に</p>

56	<p>「承認を受けて行おうとする行為の具体的内容」について、承認の対象となる業務は、第一種金融商品取引業又は投資運用業に限られないと理解してよいか。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の法令に基づき第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が、当該外国の法令のもとで第二種金融商品取引業に相当する業務も行っている場合、改正案に基づく承認を得ることで第二種金融商品取引業務を国内において行うことも可能か。</li> <li>・ 外国の法令に基づき第一種金融商品取引業や投資運用業と銀行業の両方について免許取得・登録を行う者が、第一種金融商品取引業又は投資運用業以外の業務（銀行業や、第一種金融商品取引業や投資運用業に密接に関連する業務など）も国内において行うことも可能か。</li> </ul>	<p>相当する業務を国内において行うことも可能です。</p> <p>なお、当該外国業者が金融商品取引業以外の業務を本邦において行う場合は、金商法以外の法規制が存在するか否かについてご確認いただき、法規制が存在する場合には当該法規制に準拠して業務を行っていただく必要があります。</p>
57	<p>「承認を受けて行おうとする行為の具体的内容」について、金商法第35条第2項各号に掲げる業務（商品市場における取引等に関する業務、及び貸金業その他の金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務）を継続することが必要な者は、改正案第16条第5項の手続きでその旨を申請し、承認を受けることによって、これらの業務についても行えるように関係当局とも取り計らっていただくことは可能か。</p>	<p>本制度の承認の範囲は、金融商品取引業（金商法第2条第8項）のうち外国で第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者が当該外国で行っている業務となります。</p> <p>当該外国業者が金融商品取引業以外の業務を本邦において行う場合は、金商法以外の法規制が存在するか否かについてご確認いただき、法規制が存在する場合には当該法規制に準拠して業務を行っていただく必要があります。</p> <p>当該業務についての判断は、関係法令の所管行政庁の判断によることとなりますので、個別に所管行政庁にご相談ください。</p>
58	<p>「承認を受けて行おうとする行為の具体的内容」について、金商法上のいわゆる届出業務及び承認業務（商品現物取引並びにその媒介、取次ぎ又は代理業務等）も併せて行う場合でも（当該業務に係る国内業法上の問題は無いという前提で）、それらを「具体的内容」として記載することは不要か。</p>	<p>ご指摘等を踏まえ、国内において他に事業を行うときは、その事業の具体的内容を記載し、公表及び変更届出の対象とするよう規定を修正いたします（定義府令第16条第5項第10号・第9項・第10項）。</p>
59	<p>「行おうとする行為の具体的内容」については、申請承認後、直ちに行う業務に含めて、近い将来に行う予定にしている行為について記載することも可能か。</p>	<p>承認を受けて行おうとする行為を行う期間（3か月以内に限る。）内に行う見込みがある行為の具体的内容を記載してください。</p>

60	<p>「承認を受けて行おうとする行為の具体的内容」について、内容として記載すべき承認を受ける行為の具体的内容としては、金商法第2条第8項各号に掲げる行為のうち、何号なのか条項番号のみを記載すればよいか。それとも該当する条項番号ではなく具体的な業務内容の記載（例えば「日本株を含むグローバル株式バスケットの非居住者顧客による委託注文の媒介及び取次ぎ」といった記載）が求められるのか。</p>	<p>個別の商品名や取引ごとに記載する必要はありませんが、条項番号だけでなく、具体的な業務内容の記載が必要となります。</p>
<p>●定義府令第16条第5項第9号</p>		
61	<p>承認申請を行う外国企業の、本国の状況が短期的に改善されることが見込まれない、又は進捗状況の確認に時間を要すると考えられる場合、承認期間終了前に再申請することによる業務の継続を図ることは可能か。</p>	<p>業務の継続が困難な状況が3か月で収束しない場合も想定されるところ、その場合には、当初予定していた期間の終了前に承認を受けることで業務を継続することが可能です。具体的な申請手続については、令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」をご参照ください。</p>
62	<p>承認を受けて行おうとする行為を行う期間が、「三月以内に限る」とされているが、業務を継続することが困難となる期間が想定されていたよりも長期化するおそれがある場合は、再度申請をし直さないといけないのか。本条第5項第9号の期間についてのみ変更の承認申請をすれば足りるよう手続きを簡素化できないか。</p>	
63	<p>承認期間は最長3か月となっているが、一旦承認を受けたあとで、承認された期間を超えて日本国内で業務を継続せざるを得ない状況が発生した場合、延長申請若しくは新規の追加申請をすることは可能か。</p>	
64	<p>「3月以内に限る」について、「災害その他の事由」の内意・状況によっては3か月を超えて業務を日本で遂行する必要が生じた場合に備えた条項を設けておいた方が良いのではないかと。それとも、当初承認された期間が終了する前に、再度申請を行うことができるのか（具体的には、外国において業務を継続することが困難となるおそれがあるために申請し承認を受けたところ、3か月经過直前においても当該外国での業務継続が困難である場合、さらに3か月の間国内から業務を行いたい場合などが考えられる。）。また、申請が既になされていることから簡易な延長申請方法及び短期間での承認を検討いただきたい。</p>	

65	「3月以内に限る」について、申請回数に制限はあるか（承認を受けて業務を国内で行った後に、同一者が別の事象又は同じ事象の再発を受けて当該申請を再度回行うことは可能か）。	承認申請の回数に特段制限はありません。
66	「3月以内」における具体的な起算日を明確にしていきたい。第16条第1項第17号の承認を受けた日と実際に国内において業務を開始した日に差異がある場合、後者から起算するという理解でよいか。	承認申請書に記載いただいた、承認を受けて行うとする行為の期間の開始の日から起算することになります。
67	「3月以内に限る」について、本件の申請を一度取り下げた後再度申請し承認された場合、3か月のカウントは当初申請をした日から始まるのか。また、BCP発動の間にどれ位の期間があればカウントがリセットされるのか。	
<b>●定義府令第16条第5項及び第6項</b>		
68	法人番号の項がないが、登記事項証明書に準ずる書面だけでなく、法人の法人番号について提出することとすべきではないか。 その方が各行政機関にとって便利であり、またその事や法人についての状態の把握等が容易になる事から、幾分か公正性を増す事にもなると考える。	法人番号については把握可能であり、提出を求める必要はないと考えます。
69	「承認申請書」の提出について、承認申請書、添付書類を含め、電子的な提出は可能か。	承認申請書、添付書類とも、電子メール等での提出も可能です。
<b>●定義府令第16条第6項</b>		
70	「次に掲げる事項を誓約する書面」に関し、当該書面において誓約する主体は、承認申請を行う外国企業を想定していると考えられるが、本条第6項第1号口については、国内従事者となる役職員個人に関する事柄に係る誓約であるところ、企業が個人の行為や状況に関して「誓約」という行為が、外国の文化や習慣に馴染まない場合があり得る。かかる事態に鑑み、第1号口に関しては、当該国内従事者個人による誓約であっても承認の要件を満たすことを確認したい。	当該書面は申請者が誓約するものですが、ご意見を踏まえ、国内従事者に係る部分については、当該国内従事者が誓約する書面とするよう規定を修正いたします（定義府令第16条第6項第2号）。
71	第6項第1号柱書によればイ～ホの書類を作成する主体は承認申請をする外国投資運用業者と思われるが、口の書類も当該外国投資運用業者が作成するのか、それとも国内従事者が作成するのか。	

72	<p>「承認申請書」に添付する「誓約書面」について、誓約書の署名は日本国内における代表者が許容されるか。</p>	
73	<p>一般に、外資系企業が当局に対して何らかの事項を誓約する場合には、誓約する事項の内容を詳細に確認し、誓約の根拠となる証跡を揃えた上で誓約をするのが通例である。誓約内容の確認をせず「日本の国内法令に関する誓約だからたぶん大丈夫」というだけで誓約をするのは、外資系企業にとって大きな負担である。これは外国投資運用業者においても同じと考えられる。</p> <p>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に列挙されている内容は見た目が膨大であり、本邦法令に馴染みのない外国投資運用業者が誓約内容を確認する作業は、海外の法律事務所のサポートを受けたとしても膨大になると予想される。国内で投資運用業の登録を受ける必要がない業務のみを行っている外国投資運用業者が、事業継続のために投資運用業に該当する行為を国内で行ったとしても、国内の投資家や証券会社に不利益が生じることはないのではないか。</p> <p>そこで、誓約書の様式を英語で公表し、使用する英語の文言を工夫することにより、貴庁が求める誓約のレベルと外国投資運用業者の負担感のバランスを取ってはどうか。</p> <p>また、多国間情報国間枠組みを利用すれば、素性の悪い外国投資運用業者は分かるのではないか。</p>	<p>本改正の施行後、当該承認申請に係る英語版の様式を公表する予定です。</p>
74	<p>「外国の法令」とあるが、承認申請をしようとする外国企業が規制を受ける法域の法令と明示すべきではないか。</p>	<p>「外国の法令」には、承認申請を行おうとする外国業者が規制を受ける法域の法令が該当するものと考えられます。</p>
75	<p>「外国の法令に抵触するものではないこと」の「外国」とは、日本以外の国一般を指すのではなく、本制度における承認申請を行う外国投資運用業者が規制を受ける外国という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

76	<p>「国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図る」に当たり、承認申請を行う外国企業が本邦の金融商品取引業者の関係外国運用業者である場合には、当該金融商品取引業者の、コンプライアンス部門を含む必要な部門の協力・管理体制によりこれを実行する体制も選択肢となり得ることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
77	<p>「承認申請書」に添付する「誓約書面」について、「国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること」とあるが、本邦関連会社又は外部弁護士事務所等と連携して当該体制を確立することは可能との理解でよいか。</p>	
78	<p>第16条第6項第1号ホとして掲げられている「国内における法令を遵守するための体制の確立」の読み方として、「国内で法令を遵守するための体制」と理解してよいか。それとも、「国内の法令」を遵守する体制という意味か。仮に前者の読み方の場合には、「法令」は「外国の法令」を指しているのか。後者の場合であれば、遵守すべき国内の法令とは、何人にも適用がある規制（例えば金商法第159条の相場操縦行為等の禁止）を指して、金融商品取引業者のみに適用のある規制（例えば、金商法第38条の禁止行為）は含まないとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のうち、前者の解釈となります。なお、「法令」には、金商法その他の法令が該当します。</p>
79	<p>本改正が目的とする一時的な業務実施は、緊急の必要があるから行われるものと考えられるが、災害等により、国の首都機能に甚大な損害があり公的サービスの継続提供が中断しているような場合等、本条第6項第4号で求められている書面を迅速に入手することが不可能な場合もあり得ることから、同号についても、同項第2号と同様に添付することができない場合の手当てを行うべきではないか。</p> <p>また、本条第6項ただし書については、当該国・地域において登記事項証明書に準ずる書面が制度的に存在しない場合のほか、災害等による公的サービスの提供中断により、該当書面を入手することができない場合も含まれるという理解でよいか。</p>	<p>本制度は、外国当局から第一種金融商品取引業又は投資運用業の許認可等を受けている海外金融事業者について、緊急避難的な対応を措置するものであり、当該事業者が外国当局から許認可等を取得している事実を確認するため、承認申請書にあわせて、その事実を証する書面を添付することを求めるものです。</p> <p>当該書面について、何らかの事情で外国当局から発行された書面を添付できない場合は、許認可等の事実を客観的に確認できるものを添付することも可能と考えられます。</p> <p>また、本条第6項ただし書については、貴見のとおりです。</p> <p>なお、具体的な対応については、令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務</p>

80	<p>外国の当局からの許可等を証する「書面」提出の定めがあるが、守秘性の観点から、又は「災害その他の事由」の状況によっては、かかる書面の取得が困難な場合があり得ると思われる。例えば、現地当局の登録業者一覧のウェブページなど、合理的に許認可を取得していることが推定できるものであれば幅広く受理していただきたい。</p>	<p>を行うための承認制度に関するQ&amp;A」をご参照ください。</p>
<p>●定義府令第16条第7項</p>		
81	<p>「承認申請書」の提出について、申請書が英語以外の言語で作成、英訳を添付することが許容されるか（誓約書においても同様）。</p>	<p>日本語又は英語での記載が必要です。</p>
<p>●定義府令第16条第8項</p>		
82	<p>承認申請があった場合には、「速やかに」、当該申請に対する処分をするものとするがあるが、承認までの期間はどのくらいを想定しているのか。また事態の緊急性に応じて、直ちに承認を受けることは可能か。</p>	<p>申請から承認までに要する日数の目安については、令和2年7月22日付け「災害等により海外における業務継続が困難になった金融事業者が本邦で一時的に業務を行うための承認制度に関するQ&amp;A」をご参照ください。</p>
83	<p>「金融庁長官は…速やかに、当該申請に対する処分をするものとする」とあるが、通常審査期間としては、どの程度の日数が見込まれるか。</p>	
84	<p>「速やかに、当該申請に対する処分をするものとする」とあるが、具体的に何日程度の日数を想定すればいいのか。これは外国投資運用業者がBCPに組み込む際に必要となる情報である。</p>	
85	<p>承認申請書（第16条第1項第17号、同条第5項）が提出された後の「速やかに…処分」されるまでの時間は、外国業者が日本を魅力あるビジネスの場として認知し、災害時等に一時的に業務を行う場として本邦を選択肢とするためにも、短いほど好ましいと考えるがどうか（予見可能性の確保の観点から「1日」など）。</p>	
<p>●定義府令第16条第9項</p>		
86	<p>本件承認手続きが、特にBCPのような緊急事態への対応策として想定されているものであるならば、法人名や業務、期間が公表されること自体にレピュテーション・リスクが伴うことから、公表の有無については選択制としていただくか、又は、国内にグループ会社を有する者が承認申請をしている場</p>	<p>本制度は、本来、金商法に基づく登録が必要な行為であっても、それが災害等により緊急避難的に行われる場合に登録を不要とするための措置であり、金融商品取引業を行う者の監督を所管する当局として、どの業者に本制度の承認を行ったかについての説明責任があると考えられることから、公表を行うこととしております。</p>

	合には公表を行わないようにしていただきたい。	
	●その他	
87	改正案に基づき申請を行う者は外国に所在をしていることから、英語での情報発信や、魅力的な態勢構築のためにも直接海外の金融機関から意見聴取が必要ではないか。	本制度の導入に当たっては、海外の金融機関等からの意見聴取を行っております。
88	<p>日本において第一種金融商品取引業又は投資運用業を営む外国持株会社等グループに所属する、外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業又は投資運用業を営む外国拠点が、災害その他の事由により当該外国においてその行う業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、当該グループの日本拠点においてその監督下で業務を継続させることが、当該業務に係る国内における法令の遵守及び当局による監督の実効性の確保に資するものとする。</p> <p>そこで、そのような形での業務継続を選択する場合においては本件承認を得る方法によらず、日本拠点がその業務方法書を変更してその指揮命令下で外国拠点の業務を継続させることを日本拠点の付随業務又はその他業務として行うことも認めていただきたい。またそれとあわせてスムーズな業務継続のために外務員登録が不要となるよう配慮いただきたい。</p>	本制度は、金商法に基づく登録が必要な行為であっても、それが災害等により緊急避難的に行われるものであり、かつ、その行為の内容や期間が限定されている場合に登録を不要とするものです。なお、本邦においてご指摘の業務を行おうとする場合は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられるほか、外国の法規制にも留意する必要があると考えられます。
89	<p>本改正（外国業者の緊急時対応）に関し、本邦に金融商品取引業者たる拠点を持つグループにとって望ましいBCP対応の一つは、とりわけトレーディング業務（投資判断に基づく有価証券の売買の執行業務）などにおいては、いわゆる「Hot Stand-by」的に2拠点で全く同様の行為が出来る状態を備え、緊急時に即時に対応出来る体制が考えられる。</p> <p>現行の第16条第2項末尾にある「（同項第二号又は第四号（中略）行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。）」という制約により、関係外国法人の投資判断に基</p>	ご意見のような対応を行うことについては、慎重に考える必要があります。

	<p>づく有価証券の売買に関し、本邦の投資運用業者のトレーディング部門による発注先が、本邦金融商品取引業者に限定されることで、外国債券を中心に外国で行う売買の執行と同様の行為が出来ず、必ずしも外国の緊急時に即時に対応出来るとは言えない状況となっている。</p> <p>本件改正に合わせ、緊急時対応の選択肢を提供する観点から、第 16 条第 2 項末尾にある「（同項第二号又は第四号（中略）行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。）」の制限を廃止するか、あるいは相手方が金融商品取引業者等又は外国において同様の規制を受けて同様の業務を行う者に限る、などの制限の緩和をすべきであると考える。</p> <p>とりわけ現況の新型コロナウイルスのようなケースでは、数か月から 1 年を超える（SARA 沈静化に約 1 年）対応が必要となる可能性もありえることから、改正案そのものではないが、密接に関連する事項として改正すべきと考える。</p>	
90	<p>外国投資運用業者の業務継続の方法として、当該外国投資運用業者の役職員が来日して業務継続する方法のほかに、関連国内投資運用業者に業務を委託する方法もある。関連国内投資運用業者への業務委託は、平常時には、より効率的な業務運営に資するものとなる。</p> <p>委託を受ける業務の中でも、外国運用業者がその運用財産のために行う取引の執行について、本邦所在の関係会社である投資運用業者がその委託を受けるのは特に重要である。取引の執行業務の委託を効果的に受けるために、「（同項第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、関係外国運用業者の委託を受けて行う同項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。）」の削除を要望する。</p>	